

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

平成19年6月29日

香 川 県 収 用 委 員 会

1 起業者の名称

香川県

2 事業の種類及び名称

坂出都市計画道路事業 3・3・9号富士見町線

3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所 在	地 番	地 目	公簿上の 地積(m ²)	実測の 地積(m ²)	収用しようとする 土地の面積(m ²)
坂出市文京町2丁目	1199番2	宅地	135.98	159.03	159.03

4 土地所有者の氏名及び住所

宮本 照雄（持分2分の1） 香川県坂出市文京町2丁目5番38号

宮本 安一（持分2分の1） （登記簿住所）香川県坂出市川津町3667番地

（現 住 所）香川県坂出市川津町3667番地2

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

森 正徳（借地権者） 香川県坂出市文京町2丁目5番40号

6 裁決手続の開始を決定した日

平成19年6月21日